

京都市告示第 32 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき，平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日まで，一般財団法人京都市都市整備公社を京都市公金収納受託者とし，京都市梅小路公園（指定管理区域外の区域の内交通弱者用駐車場部分に限る。）の使用料の徴収及び収納業務を委託します。

平成 25 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作
（南部みどり管理事務所）